

第2節 応急活動体制

項目	市担当	関係機関
第1 体制の確保	各班	—
第2 気象情報の収集・伝達	各班	県、銚子气象台
第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保	各班	県、銚子气象台

第1 体制の確保

1 配備体制

本市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	配備人員
情報収集班設置 第1 配備	【気象情報】「高潮注意報」が発表される恐れがあり、1日以内に高潮警報に切り替える可能性が高い場合 【警戒レベル2】消防防災課による情報収集体制 【状況】その他、災害の発生が予想される時。	消防防災課（防災係） ※情報収集に必要な人員
災害警戒本部設置 第2 配備	【気象情報】「高潮注意報」が発表され、半日以内に「高潮警報」が発表される見込みがある場合 【警戒レベル2】自主避難所開設の検討 【状況】勢力の「強い」以上の台風の接近が見込まれ、市長が必要と認めたとき。 【避難所】蓮沼地区、成東地区の避難者に対応する避難所の開設	災害警戒本部員（災害対策本部に準ずる。） 消防防災課 各課第2配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備
災害対策本部設置 第3 配備	【気象情報】「高潮警報」が発表され、高潮危険警報が発表、又は、発表される見込みがある場合 【警戒レベル3】「高齢者等避難」発令の検討 【状況】「強い」勢力以上の台風が接近するおそれが高まっている場合等で、市長が必要と認めたとき。 【避難所】蓮沼地区、成東地区の避難者に対応する避難所の開設	災害対策本部員 消防防災課 各課等第3配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備
第4 配備	【気象情報】高潮特別警報が発表、又は、発表される見込みがある場合 【警戒レベル4】「避難指示」又は「緊急安全確保」を発令 【避難所】避難所を高潮浸水想定区域以外に複数箇所（蓮沼地区、成東地区の避難者に対応できる数）を開設	全職員 ※災害の規模や状況により、避難所勤務等の勤務交代を各部・班で判断し、職員を参集させることなく待機させることができる。

2 具体的な配備体制

(1) 情報収集体制

防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る消防防災課職員を配置し、防災気象情報等の把握に努める。

- ◇ 高潮発生の可能性がある台風接近が、1日程度先に予報された場合
- ◇ 高潮注意報が発表され、高潮警報が発表されるおそれがある場合

(2) 災害警戒体制

自主避難所の開設及び警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を検討する段階で、部長職を配置し、高齢者等避難の発令を判断できる体制とする。

気象情報等を分析し、県及び銚子地方気象台等との情報交換ができる体制とする。

◇ 台風が24時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合

◇ 「高潮注意報」が発表され、「高潮警報」発表の可能性が高い旨が言及されている場合

(3) 災害対策本部設置

ア 警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した段階

市長あるいは市長の代理が登庁し、警戒レベル4「避難指示」の発令を判断できる体制とする。

県及び銚子地方気象台等とのホットラインが活用できる体制とする。

◇ 高潮警報が発表され、高潮危険警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合

イ 警戒レベル4「避難指示」又は警戒レベル5「緊急安全確保」を発令した段階

あらかじめ示された防災対応に必要な全職員が体制に入る。

◇ 高潮危険警報又は高潮特別警報が発表された場合

第2 気象情報の収集・伝達

1 情報の収集

千葉県防災行政無線を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報を入手する他、テレビ・ラジオから情報を収集する。

細部の気象情報の入手が必要な場合には電話により、銚子地方気象台からの情報提供を受ける。

2 気象情報等

(1) 高潮に関する気象情報と警戒レベル

気象情報	警戒レベル
高潮注意報	レベル2
高潮警報	レベル3
高潮危険警報	レベル4
高潮特別警報	レベル5

(2) 水防活動用気象注意報・警報

県は、海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた場合には、水防警報を発令する。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

3 情報の伝達

本部班、自治班、関係各班及び消防団は、高潮警報等が発表された場合、防災行政無線、

安心安全メール、SNS、ホームページ、緊急速報メール、広報車両による放送等により市民等に周知する。

第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保

1 避難行動に関する規定の変遷

平成25年の災害対策基本法改正では、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合に、市町村長が屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる旨が規定された。

(1) 立ち退き避難

大規模な自然災害や火災、事故などによって安全が確保できなくなった地域から、住民が一時的または長期的に居所を移動する避難行動である。

(2) 屋内安全確保

ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、身の安全を確保する避難行動である。

(3) 高潮避難

高潮浸水想定区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であるが、ハザードマップ、住居の構造等により屋内で身の安全を確保できることが確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

2 避難情報の発令

(1) 発令判断に資する情報の詳細

ア 高潮注意報（警戒レベル2相当情報）

高潮に対する注意を呼びかける。

また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する6～24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。

イ 高潮警報（警戒レベル3相当情報）

高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮し、暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される3～6時間前に、予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。

ウ 高潮危険警報（警戒レベル4相当情報）

高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮し、暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が警報基準に達すると予想される3～6時間前に、予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される。

エ 高潮特別警報（警戒レベル5相当情報）

高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報[高潮]）に到達した段階で発表される水位到達情報であり、高潮による災害の発生を特に警戒すべきことを示す。水位周知海岸において氾濫が発生した際に発表される場合もある。

(2) 発令基準の設定

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定例

①～④のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することを検討する。

①：高潮注意報の発表において高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時）

②：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかる

と予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合

- ③：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- ④：「室戸台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県の気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。

イ 【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定例

①～②のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

- ①：高潮危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合
- ②：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）

注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。

注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定例

- ①：高潮特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合
- ②：「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」命を守る行動を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の①～⑥のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に命を守る行動を求めるために発令することは考えられる。

（災害が切迫）

- ◇水門、陸閘等の異常が確認された場合
- ◇潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合
- ◇高潮浸水想定区域において、高潮氾濫発生情報が発表された場合

※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位

（災害発生を確認）

- ◇海岸堤防等が倒壊した場合
- ◇異常な越波・越流が発生した場合
- ◇高潮浸水想定区域において、高潮氾濫が発生した場合

注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ま

しい。このため、特別警報発表の可能性を言及する県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。

(3) 具体的な情報伝達例（防災行政無線の伝達文例）

状況に応じて必要な文例を選択し伝達する。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（高潮）

- こちらは、ぼうさいさんむです。
- 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、蓮沼地区及び成東地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 蓮沼地区及び成東地区の高潮浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて、自主的に避難してください。
- 特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

イ 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（高潮）

- こちらは、ぼうさいさんむです。
- 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、蓮沼地区及び成東地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 蓮沼地区及び成東地区の高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例（高潮）

（高潮氾濫が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、ぼうさいさんむです。
- 蓮沼地区及び成東地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、蓮沼地区及び成東地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（高潮氾濫発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）
- こちらは、ぼうさいさんむです。
- 蓮沼地区及び成東地区で高潮氾濫が発生したため、蓮沼地区及び成東地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

注：具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住

者等に伝達することに努める。

(4) 避難情報の解除等の基本的な考え方

当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 避難行動

居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

居住者等の居住地の地形、住宅構造、居住者等の状態には違いがあることから、市が一人一の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともある。

したがって、居住者等は、行政主導の対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

主体的な避難行動をとるにあたり居住者等が特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ◇ 災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断する。
- ◇ 予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく。
- ◇ 避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとる。

4 避難場所及び避難所及び避難経路

(1) 避難場所及び避難所

「山武市地域防災計画」「巻末資料13 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」による。

ただし、避難所については台風の勢力（中心気圧：発生が予想される高潮の浸水高）による避難者の予測により、市が防災行政無線でその都度指定することがある。

(2) 避難経路

山武市ハザードマップWeb版の「洪水土砂災害編」「高潮浸水想定区域」を参照の上、居住者が自ら安全に避難できる経路を選定する。

5 要配慮者利用避難施設

(1) 要配慮者利用施設管理者等の責務等

要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、施設利用者の非常災害対策計画、避難確保計画及び避難確保・浸水防止計画を作成することとされている。

(2) 要配慮者利用施設等への情報の伝達

市地域防災計画において、同計画に位置づけられた施設管理者等への高潮浸水に関する予報及び避難情報等の伝達方法を保健福祉部が定めている。

施設管理者等が利用者の避難支援を始めるのは、一般的には警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された段階であることに留意し、市は、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を伝達する際に、その旨を施設管理者等に合わせて伝達するものとする。